

令和 7 年度 山口県 総合交通センター 玄関用 マット 広告 業務仕様書

1 業務の名称

令和 7 年度 山口県 総合交通センター 玄関用 マット 広告 業務

2 業務の期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 業務の内容等

(1) 業務の内容

設置事業者は、山口県総合交通センター内の指定された場所に、玄関用マット広告の作成(広告枠に掲出する民間企業等の広告主の募集、掲載を含む)及び設置に係る一切の業務、並びに玄関用マット広告の設置に伴う県への使用許可申請手続きを行う。

また、これらに定めのない事項等について疑義が生じた場合は、山口県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)と協議のうえ会計課の指示によるものとする。

ア 行政財産使用許可申請書の提出

玄関用マット広告の設置を行うに当たっては、事前に行政財産使用許可の手続きが必要となるため、設置予定事業者決定後、速やかに行政財産使用許可申請書を会計課へ提出する。

イ 掲出する広告主の募集

広告主の募集を行い、広告主からの申込み、広告原稿の提出又は広告作成依頼等を受ける。

ウ 広告掲出申込書の提出

広告主から掲出の申込みがあった場合は、山口県広告掲載基準第 3 条に定める規制業種又は事業者でないことを確認し、山口県警察施設広告掲出実施要領に定める山口県警察施設広告掲出申込書(玄関用マット広告)に広告原稿の印刷物を添えて、原則として広告掲出を開始する日から起算して 1 4 日前の日までに会計課に提出し、承認を受ける。

エ 広告の掲出・取り外し及び維持管理

オ 掲出に係る年間スケジュールの調整

カ 掲出に係るトラブル対応

(2) 遵守事項

総合交通センター内の広告に関する広告主の募集、選定、広告原稿の作成、県への提出及び広告の掲出等に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」及び「山口県警察施設広告掲出実施要領」を遵守すること。

(3) 掲出期間

掲出期間は、原則として 1 か月単位(毎月 1 日から末日まで)とする。(複数月の掲出可)。なお、広告の掲出期間終了後、更新することを妨げないものとする。

(4) 玄関用マット広告等設置料の還付

徴収した玄関用マット広告設置料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(5) 業務契約書の締結

設置事業者は、当該広告業務に関し、山口県と業務契約書を締結するものとする。

4 玄関用マット広告の掲出場所、規格等

(1) 掲出場所

ア 所在地

山口市小郡下郷3560-2

イ 施設名

山口県総合交通センター本館

ウ 開庁日・時間

月曜日～金曜日、日曜日 8時30分～17時15分
(土曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁日)

エ 利用者数

来庁者数：約130,000人／1年

(2) 玄関用マット広告の設置条件及び規格等

ア 共通項目

- (ア) 施設全体の雰囲気かを考慮した色合い、デザインとすること。
- (イ) 角等が鋭利にならないよう、また突起等の無い、安全に配慮した形状とすること。
- (ウ) 玄関用マットを月1回以上交換し、清潔に保つこと。

イ 設置場所

山口県総合交通センター内指定場所(別添参照)

場 所	規 格	種 類	数 量
山口県総合交通センター 本館1階正面玄関風除室内	○マット寸法 横180cm×縦120cm 厚さ 5～10mm程度 ○マット表面 (ナイロン又はポリプロピレン) ○マット裏面 (ポリ塩化ビニル)	玄関用マット	2 枚

ウ 掲出内容

- (ア) 契約終了時には、設置事業者の負担により、玄関用マット広告等の撤去を行うとともに、床等の補修を行い原状回復を図るものとする。
- (イ) 玄関用マット広告等は、常に正常な状態で使用できるように設置事業者の責任において維持管理を行うものとする。
- (ウ) 玄関用マット広告等の盗難、毀損、転倒、障害などの機器に関するトラブルが発生した場合は、設置事業者の責任により速やかに対応するものとする。
- (エ) 玄関用マット広告等の設置により、施設の業務、来庁者などに損害を与えた場合は、設置事業者の責任により、速やかに対応するものとする。

エ その他

- (ア) 玄関用マット広告の設置が広告事業の一環として実施していることがわかるような記載を行うこと。
- (イ) 広告に関する一切の責任は設置事業者にある旨の記載を行うこと。
- (ウ) 玄関用マット広告の掲出内容に係る問い合わせ先は設置事業者である旨の記載を行うこと。
- (エ) 玄関用マット広告の設置位置の詳細は、あらかじめ会計課と協議すること。

(3) 広告の掲載基準

ア 山口県広告掲載基準第4条の掲載基準に該当する広告内容は、掲載できないものとする。

イ 広告の表示において、文字の大きさや配色などは、高齢者や色覚障害者等に配慮するものとする。

(4) 広告主の募集

広告主の募集は、設置事業者が行うものとし、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないよう配慮するものとする。

(5) 広告の掲出の中止

設置事業者が掲出した広告が「山口県広告掲載基準」に規定する掲載基準等に違反することとなった場合又は違反したと判明した場合、及び設置事業者が募集した広告主が「山口県広告掲載基準」に規定する規制業種又は事業者となった場合又は判明した場合は、広告の掲出を中止することができるものとする。

(6) 行政情報の掲載

ア 行政情報の種類

行政情報の種類は、山口県が必要と判断する動画、静止画などとする。

イ 機材の提供

設置事業者は、行政情報の制作及び掲載に関し、必要とする機材を、会計課へ無償提供するものとし、会計課が指示する場所へ設置するものとする。

ウ 行政情報の制作及び掲載

行政情報の制作及び掲載作業は、基本的に会計課が実施するものとするが、設置事業者は、会計課の求めに応じ、技術協力を提供するものとする。

5 行政財産使用料

契約金額とは別に、行政財産使用料を県に納入する必要がある。

【参考】 令和7年7月末現在の1㎡当たりの行政財産使用料 20,164円／年（消費税及び地方消費税を含む）

※条例の改正等により額が変更となる場合がある。

6 契約金額及び行政財産使用料の納入

契約金額及び行政財産使用料は、前記2の業務期間分を一括して、県が発行する納入通知書により指定する期日までに納入するものとする。